

「保存の終わり」と「保存の始まり」

民事判決原本の一時保管について

法学部教授 紺谷浩司



写真は、明治、大正、昭和の判決原本を並べたもの

明治初年より昭和十八年までの民事判決原本(以下、判決原本という)は、現在、十の国立大学法学部が暫定的に保管している。判決原本は、わが国の近代司法制度の創設期を含む約七十年間にわたる記録である。

特に、民法、商法などの法律が制定される前の、いわゆる条理による裁判の規準はどのようなものであったか、法制史のみならず、当時の人びとの法意識、生活状態に関する興味深い史料である。

その保存は国民的な課題であるとともに、われわれの、文化価値、歴史感覚、わが国が真に豊かな国であるかどうかを示す試金石でもある。

一、移管までの経緯と現状調査

まず、これまでの経緯をごく簡単に述べよう。

(一) 平成四年一月に、最高裁判所は事件記録の保存に関する規則を改正して、下級審の民事判決原本の保存期間を五十年とし、その期間を超えたものについては、「特別保存」に指定したものを除いて廃棄する旨の通達を出した。廃棄の期限を平成六年十二月としたため、五十年間を遡ると昭和十八年末までのものがこれに該当することになる。

最高裁のこの決定に対し、判決原本を保存すべきであるという要求が、法制史学会や地方史の研究者、日本弁護

士連合会(日弁連)や日本学術会議など各方面から最高裁判所に伝えられた。

そうしたなかで、東北大学法学部の林屋礼二教授(現名誉教授、民事訴訟法)の呼びかけによって、平成五年五月に「判決原本の会」(会長、林屋教授)が発足した。最高裁の事務局と精力的に折衝がなされた結果、最高裁は国立大学への移管に応ずるという立場を明らかにするにいたった。高等裁判所所在地およびその近辺の国立大学法学部に對し協力が求められ、協力する旨の回答が寄せられ、最高裁へ伝えられた。

平成六年二月に、大学側は、移管の窓口として「民事判決原本の一時保管に関する連絡会議」(以下、連絡会議)を組織した。これは保管を受ける法学部と京都大学法学部の長十一名をメンバーとするものである。

このようにして、全国の判決原本を集中的に保存し利用に供することができ、施設が確保される目途がつくまでの間、暫定的に国立大学の法学部または図書館が保管することになった。北から列挙すれば、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、香川大学、九州大学、熊本大学の法学部である。高等裁判所は八つであるが、広島高裁判管内の分は広島大学と岡山大学が、福岡高裁判管内の分は九州大学と熊本大学が引き受けることになったため十大学となったのである。なお、連絡会議には幹事会が置かれ、判決原本の受け入れ

に関する連絡その他の実務的な問題の処理にあたってきた。

(二) いっぽう、最高裁側の調査によって、移管を受ける判決原本の分量は、簿冊にして約三万五千冊、それらを全部書棚に並べれば、合計二千二、三百に達すると推計された。東京高裁の分は六〇〇冊(東京大学)、大阪高裁の分は四〇〇冊(大阪大学)、仙台高裁の分は二八〇冊(東北大学)、広島高裁の分は二七〇冊(広島大学、岡山大学)といった具合である。これを全て書棚に並べれば、平均的な二十二平方メートルの研究室で十二、三室、最大十五室もあれば何とか収容できる分量である。

判決原本は段ボール箱に詰めて、平成六年秋から翌七年の夏頃までに大学へ移管された。本学部は、広島高裁判所のほか、広島、山口、松江の各地方裁判所および支部、簡易裁判所で保存されていた分の移管を受けた。結局のところ、五一四箱、三千冊弱、約二百冊になった。

判決原本の移管を受けた各大学では、附属図書館に保管を委託したり研究室を流用したりして保管している。箱詰めのまま書棚に配架し、一部は床に平積みになっている。恒久的な保管施設に移されるまでの一時的・緊急避難的な措置で、なんとか廃棄だけは免れたというところである。

(三) 移管にあたって、まず、裁判所から送られてきたリストと簿冊との照合作業がなされ、ついで、いわゆる

「現状調査」が行われた。これは虫害や水損、火損、綴じ糸の切れなどのため、薰蒸や補修など応急措置を施す必要があるかどうか、あればどの程度のものであるかを把握するためのものであった。この現状調査は、平成七年度に各大学で行われ、平成八年春にはだいたい終了した。

(四) 平成六年度に、民法、民事訴訟法、法制史、外国法研究者、文書管理学の専門家など四十余名により三年計画の「判決原本の保存利用研究会」(会長、林屋礼二教授)が組織され、科学研究費の助成を受けて研究が行われることになった(代表、青山善充東京大学教授)。判決原本の会の会員がこれに加わった。

研究会は、保存対策、プライバシー、データベース、外国法制、恒久計画の五つの分科会に分かれた。私は、保存対策分科会を主に、恒久計画分科会に従って属したが、事情の許す限り他の分科会の研究会にも出席するよう努めた。なお、この研究会の中間報告が、特集「判決原本の保存とプライバシー」と題して、法律雑誌「ジュリスト」一〇七八(平成七年十一月一日号)に掲載された。目下、三年間にわたる研究会の活動報告書が纏められつつある。

(五) 私の個人的立場から見た各分科会の活動は以下のようであった。

① 保存対策分科会では、移管の作業と平行して、文書の損傷や虫損への対処の仕方や保存中の注意事項などについ

て学習をすること、移管の準備を整えること、移管時の判決原本とリストとの照合、特に「現状調査」の作業が活動の中心になった。現状調査の結果、全般に比較的良好な保存状態であることが明らかになった。

現状調査は、全国共通の調査用紙を用いて、保管裁判所と古い簿冊から順にコード番号をつけることから始まった(例えば、広島地方裁判所の場合、四〇一〇〇〇〇一)。これが各簿冊のID番号となるとともに、いわばカドテとなる。

本学部では、県立公文書館の松井輝昭専門員の指導を受けながら、文学部国史研究室と法学部の大学院や学部の学生に手伝わってもらい、なんとか調査を終えることができた。現状調査を終えた調査票のコピーが各大学から東京大学へ集められた。

② プライバシー分科会では、事件関係者や遺族のプライバシー保護のため、閲覧や複写の態勢が整ったときに備えて、その手続に関し精力的に検討がなされた。この分科会が作成した閲覧利用の要綱(ガイドライン)の案は、昨年十一月に「連絡会議」で承認された。

それによると、閲覧利用に応じることができる大学は各保管大学の裁量に委ねられる。閲覧利用の要求に応じることが望ましいとするものである。その内容は、イ、利用目的を原則として学術研究に限定し、閲覧(筆写を含む)を原則

とする。

ロ、劣化防止のため、電子複写等による複写は認めず、写真撮影のみを認めることとし、

ハ、利用資格者は、当事者、遺族、ならびに裁判官、弁護士等、職務上の必要者、大学教員等研究者、指導教員の証明ある大学院生などに限定し、

ニ、閲覧申請書、誓約書、複写許可申請書などの書類を提出してもらうことなどである。

このように、関係者のプライバシー保護のため細心の注意が払われた。最高裁もプライバシー保護を特に求めている。

③データベース分科会では、判決原本の劣化損傷を防ぎ、かつ資料の退蔵を避けるための方策としてデータベース化が研究された。そのなかで、東京大学の石井紫郎教授(日本法制史、現在、日文研教授)の指導で、国際日本文化研究センター(日文研)が、画像データベースと検索用データベース化を先導的に試みるようになった。

因みに、民事訴訟法が施行される前の明治二十三年末までの判決総数は約五十万件に達すると推計され、その画像入力とデータ入力を外注すると、その費用が三十億円に達するという試算結果が報告された。さらに、画像入力のためには簿冊を解綴しなければならず、いったん解綴すれば復元はほとんど不可能になることや、折れ曲がったりしわのある丁を伸ばすという準備作

その他、強制執行関係のものには差押財産の目録があった。目録に列挙されている財産は、当時の人々の生活用品やその変遷を窺い知る貴重な手がかりになると思われる。

簿冊は袋綴りで、A五判とB五判が混在している。紙の質は、松江地方裁判所や山口地方裁判所のは、日露戦争(明治三十七〜三十八年)の頃までは肉厚の紙が用いられており、さすがに和紙の産地であることを思わせるものがある。わが国の和紙は、大正の前半にはパルプ材が混入されるようになったそうであるが、昭和年代に入ると紙は薄く、全体に質が低下しているように思われる。パルプ材から作られた洋紙の酸性化が問題になっているのと比べると、和紙は、火、水、特に虫損さえなければ長期の保存に耐える強靱さをもっていることがよく分かる。フォクシング(foxing)と呼ばれる茶色の斑点が出てくるものがあるが、カビの一種で保存には悪影響はないようである。

文房具について、明治時代はもっぱら筆と墨が用いられていたが、大正時代には謄写版やカーボン紙を用いたものが混じってくる。そして昭和の初め頃から和文タイプのものが混じってくる。昭和十年代にはほとんどの判決書が和文タイプで打ち出されたものになってくる。

判決書の体裁として、当初は、現在と異なり、第一条、第二条...として、判決主文にあたる部分と事実、理由に

業はおそろしく時間と手間がかかることが判明した。そのため、データベース化は困難な問題に直面している。

なお、明治二十四年以降の分をデータベース化するとして、分量はわずかと多いので費用もさらに膨大なものになることが予想される。

④外国法制分科会は、諸外国における裁判資料に関する法令や、保存・利用の体制や実情について調査研究を行った。その成果は、前述の「ジュリスト」誌に掲載された。詳細はそれらの記事に譲るとして、一定期間、裁判所に保管された後、国の公文書館で保管され閲覧に供せられるという扱いが共通しているようである。

⑤恒久計画分科会では、現状調査や外国法制の研究結果などを参考に、あるべき司法資料の保存や利用についての提言のとりまとめが検討された。特に、読売新聞が「国の責任で判決原本の保存を」と題する平成八年八月九日の社説で、「最高裁、法務省、日弁連、学者などによる協議機関を設けて保存のありべき方向を議論してはどうか」という提言をしたが、示唆に富んでいる。

二、現状調査からの知見

(一)判決は、通常、裁判所(合議体または単独体の審判機関)が、当事者の主張や証拠に基づいて事実を認定し、それに法律を解釈適用して形成された判断である。判決は裁判長が法廷で言い渡すことによって成立する。判決の言い渡しは裁判長が判決原本に基づいて

あたる部分が区別せずに書かれている。

明治十二年頃まで「裁許按」の語が用いられ、その後「判決」に変わったことが窺われる。また、推敲のため朱が施されているものがある見受けられる。

原告、被告の呼称は、明治十年代は、原告人、被告人だったようである。

現在の弁護士は、代言人規則(明治九年二月)により、代言人と呼ばれた。

明治十年の簿冊の目次のなかに、「貸金催促」や「賣掛代金催促」のような金銭債権に関する事件に混じって、「貸米金催促」というのが見受けられる。現在は、「催促」の代わりに「返済」とか「支払い」、「返還」等の語が用いられるであろう。

「婦人ノ権利」の語が見受けられる。この頃に「婦人の権利」というのは非常に珍しいのではないかと思われる。また、「権理」ではなく「権利」の語が用いられている一例である。

約五枚角の「天皇ノ名ニ於テ」と朱で印刷された罫紙の判決書が見受けられる。明治憲法の施行と同時に使用されるはずであったが、宮内省から畏れ多いというクレームがあったため、三か月程しか使用されなかったようである。

(三)要するに、判決原本は、わが国の近代的な司法制度の草創期から七十余年にわたる記録であり、法制史のみならず、法慣習や法意識、地方史、社会史等の貴重な資料であるといえる。

三、おわりに今後の課題

主文を朗読して行うとされている。判決原本というものは、判決の内容を確定的なものとして示す文書のことである。

司法に関する資料は、実は多岐にわたっている。まず、①判決原本および事件記録、例えば、訴状や答弁書、準備書面、書証など当事者が提出したものの、期日の呼び出し状、書記官が作成した口頭弁論期日の調書、証人尋問や検証など証拠調べの調書、判決正本その他の文書の送達記録など、がある。

その他、②決定命令等その他の裁判関係の記録、③文書その他の物証、があり、さらに④司法行政にかかわる公文書等がある。当事者や訴訟代理人などが所蔵する資料などを加えると、きわめて多種多様である。

判決原本は、それら司法資料のうち重要な一部をなしている。事件が最終した後、一定期間を過ぎると、判決原本だけを残して他の文書は廃棄される。判決原本は簿冊に綴じられ、「永久保存」としてこれまで保存されてきたのである。

第二次大戦の終結直前には、ほとんどの県庁所在地が爆撃によって大きな被害を受けた。判決原本もその被害を受けても不思議ではない。沖繩のものは失われ、神戸地方裁判所のもは一部が失われた程度で、その他の判決原本はほとんど無傷で残った。残ったのは私には奇跡的なことと思われる。もっとも、当時、裁判所に係属中の事件記録はかなり失われたようである。

なお、広島市は周知のとおり原爆によって灰燼に帰したが、広島地方裁判

昭和十八年までの判決原本は何とか廃棄を免れたが、残された問題は大きい。まず、

①移管を受けた判決原本以前の時期の判決原本の所在を突きとめること。

②この時期の「訴訟明細表」「聴訟表」「民事事件簿」など、判決原本以外の裁判記録の保存の問題。これらによって判決まで行かずに終結した事件の経過の概要を知ることができ、判決まで行つた事件の割合を統計的に処理することもできよう。なお、当時は訴えの取下げは「願下げ」という表記が用いられている。

③この時期の判決以外の、例えば、強制執行、破産、非訟事件などのうち重要な決定事件の裁判書の保存の問題。いずれ戦後の家庭裁判所の審判(決定に相当する)の保存も問題となろうが、保存期間は三十年間とされている。家庭裁判所の審判などは当事者のプライバシー保護のため、一定期間を非公開とし、その後は史料として閲覧利用に供するようにすることも考えてよいのではないだろうか。

④昭和十九年以降の判決原本の保存の問題。これは司法関係の史・資料の保存について、文化に対する国の基本的な方針に関わってくる。このたびの「事件記録等保存規程」の一部改正においても、判決の原本の保存期間は五十年と定められている。保存期間経過後は廃棄される可能性は依然としてあることになる。わが国では、行政関係の文書は公

所と同区裁判所の判決原本が無事残ったのは、市外に疎開していたからである。

(二)わが国の明治前半の裁判権の歴史は概略、次のとおりである。明治の初年頃は、地方官が判事を兼任して裁判権を行使していた。明治四年八月に司法省が置かれ、裁判権が徐々に司法省に集中されていった。明治八年四月に大審院が置かれ、民事刑事の上告裁判所とされた。五月には司法裁判所が廃止され、東京、大阪、長崎、福島の四カ所に上級裁判所が置かれ、控訴審裁判所とされた。なお、裁判所のない県は地方官が判事を兼ねた。

つまり、裁判所の構成は、大審院、上級裁判所、府県裁判所、区裁判所となった。その後、翌九年に、府県裁判所は廃止され、代わりに二十三の地方裁判所が置かれ名称も改められた。明治十四年に、大審院、控訴裁判所、始審裁判所、治安裁判所。明治二十四年には、大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所となった。この間の裁判所の組織がめまぐるしく変わったことが分かる。

(三)判決原本の簿冊のなかに、土地の所有権や境界争いの事件において、現場検証のときに作成された図面が少数ながらあった。半畳分ほどの大きな紙に彩色が施され丁寧に折り畳まれていた。絵心のある人が描いたらしく、問題の土地の周辺の山々の姿が写され、山頂には松の木が描かれているものもあった。和解調書は私が調べたなかには見当たらなかった。

文書館が保存し、立法関係の資料は国会図書館が保存することになっている。司法関係の文書、史・資料については、そうした機関は現在のところ存在しない。こうした縦割りが当分動かし難いものであれば、司法関係の文書・資料は独立の司法博物館なり司法関係資料館なりをつくり、そこで保存することが望ましい。それも保存するだけでなく、研究部門も設けて専門家を配属し、全国の研究者と交流できることが望ましい。データベースが作られていれば、遠隔地の研究者も簡単にアクセスできる。司法関係の史・資料を包括的に保存し、閲覧・利用ができるような態勢が早急に整えられることが切に望まれるのである。

「王様が死んだ。王様万歳」という、もともとは王位の継承に切れ目がないことを表した法諺がある。これをもじっていえば、「保存が終わった。保存が始まった!」ということになるだろうか。

プロフィール

(ごんたに・こうじ)

一九四一年 富山県生まれ

一九六七年 京都大学大学院法学研究科修士課程修了

京都大学法学部教授

専門 民事訴訟法。裁判における手続保障の問題と裁判外紛争処理

制度に関心を

持って取り組んでいる。

